

政治団体解散届

令和〇年12月25日

届出日を記入してください。

総務大臣
殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称 大阪はなこ後援会

事務所の所在地 大阪市中央区大手前△丁目1番1号

府庁ビル5階

代表者の氏名 大阪 花子

会計責任者の氏名 甲山 乙夫

令和〇年12月20日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。
- 政治団体解散届については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては2部を提出すること。